

# あなたの犬・猫が ご近所から好かれるために



犬や猫を飼うにもルールやマナーがあります。飼い主は近所に迷惑をかけないように飼いましょう。

鳴き声による騒音、排泄物による苦情、咬みつき事故等々多くは飼い主の「飼育管理」や「しつけ」によって改善することができます。



## ●犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です！

室内飼育、室外飼育の区別無く、生後3カ月以上のすべての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。予防注射は、動物病院または、市で春・秋に行う集合注射で受けましょう。

## ●フンの後始末をしましょう！

道路や公園に放置された犬や猫のフンは悪臭の原因にもなり、気持ちのいいものではありません。必ずビニール袋等を持っていきフンを持ち帰って始末しましょう。

## ●犬を放し飼いにしないで！

放された犬は飼い主の知らないところで、他人に迷惑をかけているかもしれません。実際に犬が人を襲った事件も発生しています。必ず丈夫なひもや鎖でつなぐか、室内に入れて飼いましょう。また、猫もなるべく室内で飼うようにしましょう。

## ●適度な運動をさせましょう！

運動不足になると、犬はイライラして、むやみに吠えたり、人に噛みついたりして、他人に迷惑をかける原因となります。毎日散歩を十分に行い、ストレスの解消をしてください。

## ●飼育場所を清潔に保ちましょう！

飼育場所を不潔にしていると、犬・猫の健康を害するだけでなく、悪臭などにより近所迷惑にもなります。常に清潔な飼育に努めましょう。

## ●犬・猫に餌だけを与えている人へ！

野良犬・野良猫に餌付けをする、その場所にすみ着いて繁殖し、近所に迷惑をかけてしまします。責任を持って飼えないのであれば、かわいそうでも絶対に餌付けは行わないでください。

## ●犬・猫を捨てないで！

野良犬・野良猫を増やさないために、捨てるのはやめましょう。また、かわいそうな命を増やさないために避妊・去勢手術を受けましょう。

※犬・ねこに関する相談は、茨城県動物指導センターに連絡してください。

茨城県動物指導センター

☎0296-72-1200

